

令和4年10月18日

報道機関各位

半田市長 久世孝宏

職員の処分等について

このたび、下記のとおり職員の懲戒処分を行いましたので報告します。

なお、今後かかることのないように努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○職員の職場離脱及び公用車の私的利用に関する処分

1. 事件の概要

当該職員は、土木課長であった令和3年度に公用車を所管する課長の立場を利用し、勤務時間中に上司に無断で職場を離脱し、公用車で自宅や家族の勤務先を訪問するなど、公用車の私的利用を繰り返しました。異動後の令和4年度においても、スペアキーを保管し同様の行為を繰り返していたことがドライブレコーダーの記録等から判明しました。また、本件の聞き取りに対して虚偽の報告を繰り返していました。

2. 処分理由

勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公用車を私的に利用した行為が令和4年2月から5月の間に少なくとも12回行われたことに加え、調査に対して虚偽の報告を行ったことは、地方公務員法第29条第1項第1号「法律に違反した場合」、第2号「職務上の義務に違反した場合」及び第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」に該当するものであり、特に部下を指導監督すべき管理職による行為であることを重く受け止め、関係職員に対して以下のとおり処分を行いました。

3. 処分等の内容

所属・年齢	水道部 下水道課長 59歳
処分内容	停職1月
処分理由	管理職でありながら、繰り返し勤務時間中に職場を離脱して職務を怠ったこと、公用車を不適正に利用したこと、虚偽の報告をしたことは、地方公務員法（職務に専念する義務）違反に該当し、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった責任等
所属・年齢	水道部長 59歳
処分内容	文書訓告
処分理由	部の責任者として部下の指導監督を怠った責任
所属・年齢	市民経済部長（当時建設部長） 56歳
処分内容	文書訓告
処分理由	部の責任者として部下の指導監督を怠った責任

4. 処分年月日

令和4年10月18日

（問い合わせ先：半田市企画部人事課長 毛利悦子 電話 0569-84-0607）